

## 小川町日常生活用具給付事業について

身体機能の低下に伴い防火の配慮が必要な方に対し、用具の購入費を助成します。

### 用具の種類と対象者

- ・**電磁調理器**: おおむね 65 歳以上であって、心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要なひとり暮らし高齢者等
- ・**火災警報器**: おおむね 65 歳以上の寝たきり高齢者、ひとり暮らし高齢者等
- ・**自動消火器**: おおむね 65 歳以上の寝たきり高齢者、ひとり暮らし高齢者等



### 負担金（用具ごとに限度額あり ※詳しくはお問い合わせください。）

- ・住民税課税の世帯 → **3割負担**

例:(7,000円の用具→本人負担2,100円・町助成4,900円)

- ・住民税非課税の世帯 → **1割負担**

例:(7,000円の用具→本人負担700円・町助成6,300円)

- ・生活保護受給者 → **負担なし**

### 申請～給付の流れ

①下記問い合わせ先にご連絡ください。ご相談の上、訪問日程を決めます。

②担当の訪問後、日常生活用具給付申請書をご提出ください。

③給付決定通知書が町から届いたら、販売店にて用具を購入してください。

購入の際は必ず領収証の発行・保存をお願いします。

**！領収書はレシート不可（宛名と商品名が入っているかご確認ください）！**

④日常生活用具助成請求書に領収証を添付し、ご提出ください。

⑤翌月末までに、申請者の口座に町助成分をお振ります。

### お問い合わせ

小川町長生き支援課 高齢福祉担当(小川町総合福祉センターパトリアおがわ内)

TEL 74-2323